

傷病手当金と老齢年金等の併給について

傷病手当金を受給している方が、老齢（退職）年金や障害厚生年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額が傷病手当金の額を下回るときはその差額が支給されます。

老齢年金を受けられる方

資格喪失後（退職後）に傷病手当金を継続して受給している方が、老齢（退職）年金を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。

ただし、**老齢年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。**（例えば老齢年金を年間180万円受給する人であれば年金の日額は5千円になります。）

障害年金を受けられる方

傷病手当金と同じ・関連した病気やケガで障害厚生年金または障害手当金を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。

ただし、**障害厚生年金の額（同時に障害基礎年金を受けられるときはその合計額）の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。**また、障害手当金を受給することとなった場合は、傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまで傷病手当金は支給されません。

傷病手当金の日額が年金の日額以下の場合



傷病手当金は**支給されません**

傷病手当金の日額が年金の日額より高い場合



傷病手当金の日額と年金の日額の**差額が支給されます**

傷病手当金を受けた後に、さかのぼって老齢（退職）年金や障害厚生年金等を受給することになった場合

傷病手当金の受給期間と重複する部分について、**傷病手当金の一部または全部を返還していただくことになります。**

傷病手当金について詳しくはコチラ



協会けんぽの各種申請書は令和5年10月より新様式申請書（届出書）へ完全に切替わります。

令和5年1月から各種申請書（届出書）の様式を変更しております。これまでは、旧様式の申請書も対応しておりましたが、令和5年10月以降、旧様式の申請書をご提出された場合、申請書をお戻しすることがあります。お早めに新様式申請書（届出書）に変更いただきますようお願いします。

新様式申請書（届出書）ダウンロードはコチラ



健康保険委員だより

令和5年

9月号



協会けんぽ山口支部では、事業所における従業員への健康づくりを推進しています。その一環として、山口県健康づくりセンターで実施されている事業についてご紹介いたします。

山口県健康づくりセンター開催 体組成測定会のご案内

健康的なカラダづくりの第一歩として、自分のカラダを知ることから始めませんか？
筋肉や体脂肪がカラダのどこにどれだけついているかがわかる体組成測定会開催中



令和5年度 体組成測定会

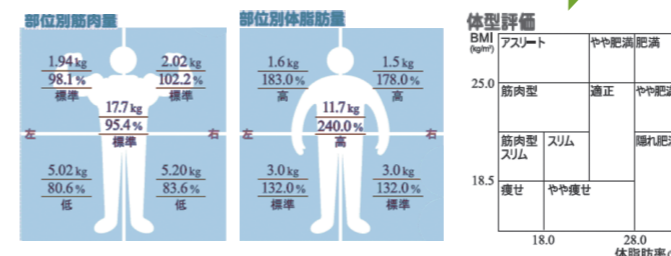
測定無料
要事前予約

体成分分析装置 InBody470

InBody は生体インピーダンス法を用いて微弱な電流を体内に流し、電気抵抗を基に体の成分である体水分量や筋肉量などを部位別に測定します。

測定時間は
わずか15秒

BMIだけではわからない
細かい体型評価もできる



対象

18歳以上の山口県民の皆さん

※心臓ペースメーカー等の医療機器を装着されている方は除きます（測定中に微弱な電流が体内に流れるため、体内の機器が何らかの影響を受ける恐れがあります）

開催場所

山口県健康づくりセンター
〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1-1
山口県総合保健会館内

開催期間

- 12月18日（月）～21日（木）
午前10時～12時
- 令和6年3月11日（月）～14日（木）
午前10時～12時

※15分毎の予約制（先着順）
都合の良い日をお選びいただき、各開催月の3か月前～開催日前までにお申し込みください



山口県健康づくりセンターでは健康づくりに関する教材の貸し出し（無料）も行っています

山口県健康づくりセンターでは、健康づくりに取り組む団体（事業所）の活動支援として、生活習慣病、禁煙、栄養、運動など健康づくりに関する教材の貸し出しを行っております。

貸出教材の中には、栄養・運動・禁煙教育等のテーマ別に教材と掲示用ポップ等、その使用例をセットにした貸出教材パックもありますので、職員への健康に関する啓発を気軽に始めることができます。

貸出教材の詳細は山口県健康づくりセンターホームページをご覧ください。

山口県健康づくりセンター HP <https://www.hwy.or.jp/center/>



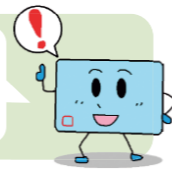
体組成測定会・貸出教材に関するお問い合わせ・申込先はコチラ

（公財）山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター 健康企画・研修班
☎083-934-2200（受付：平日 8:30～17:00）

さらに一步先へ！ 協会けんぽの「健康づくり」事業

5,282円+2,689円= **7,971円**

これは何の金額
でしょうか??



正解は…

生活習慣病予防健診（一般健診）の最高自己負担額5,282円と付加健診の最高自己負担額2,689円の合計の金額です。（令和5年度）

つまり…

上記の金額（7,971円）で、メタボリックシンドロームや肺・胃・大腸のがん検診をカバーした一般健診に加えて、腹部超音波検査や眼底検査等の付加健診を受診できるということです。

付加健診は対象年齢が設定されており、令和5年度は40歳と50歳になる方が対象ですが、
令和6年度より付加健診の対象年齢は現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳に拡大されます。

節目の年齢 に受診できるように なるんだね。	定期健康診断 (事業者健診)	生活習慣病予防健診		一般的な人間ドック (任意)
		一般健診 (35歳以上の被保険者)	付加健診 (40歳、50歳) ※令和6年度より対象拡大	
労働安全衛生法上の 定期健診項目 (事業者健診)	○	○	—	○
大腸がん検診	×	○	—	○
胃がん検診	×	○	—	○
腹部超音波検査	×	×	○	○
眼底検査	×	×	○	○
肺機能検査	×	×	○	○
詳細な血液検査 (I) (血小板数、血液像、総ビリルビン、LDHなど)	×	×	○	○ (健診機関によって異なります)
詳細な血液検査 (II) (CRPなどの免疫検査、血小板凝集能・HbA1c・コリンエステラーゼ・MCVなど貧血検査)	×	×	×	○ (健診機関によって異なります)
自己負担額	約8,000円～ 10,000円程度	最高 5,282円	最高 2,689円	約30,000円～ 50,000円程度
備考	—	※協会けんぽの補助があります。 (補助がない場合の費用) 一般健診+付加健診=約29,000円		※一般的な検査項目及び費用 (健診機関により検査項目、 費用は異なります。)

次年度（令和6年度）は、付加健診対象年齢の拡大を機に、
付加健診（生活習慣病予防健診）をご利用されてみてはいかがでしょうか。

（※付加健診は一般健診とセットになります。付加健診単独では受診できませんのでご注意ください。）

重症化予防のために医療機関を受診しましょう

健診結果で「要治療」、「要精密検査」項目があるにもかかわらず、放置している方はいませんか？
生活習慣病は自覚症状が現れにくいですが、放置してしまうと重大な疾病につながり命にかかわることもなりかねません。



医療機関には、行きたいのですが、忙しくて行けません。

放置すると心疾患や脳卒中などを発症するリスクが高まります。
協会けんぽでは、治療を要する検査結果と思われる、かつ医療機関への受診を確認できない方に医療機関を受診していただくようご案内をお送りしています。
医療機関への受診が必要な基準は、以下のようなものになります。



医療機関への受診が必要な基準

血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上	180mg/dL以上

高血圧

高血糖

脂質異常

これらを放置してしまうと…

動脈硬化
が進む

疾病リスク
●脳卒中
●心臓病
●慢性腎臓病 (CKD)

糖尿病
になる可能性

疾病リスク
●脳卒中
●心臓病
●糖尿病関連疾病

LDLコレステロールが
血管壁に入り込み
動脈硬化が進む

疾病リスク
●脳卒中
●心臓病

放置していて起こりうる疾病リスクは、どれも重大であり、命にかかわってもおかしくないものばかりです。お忙しい中、時間を作ることは大変とは思いますが、**自分のため、家族のため**に受診していただきますようお願いいたします。

事業主様・担当者様へのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判断された場合には、必ず受診を促すように従業員様にお声かけいただくとともに、従業員様が受診できるように配慮していただくようお願いいたします。